

令和2年度オンライン化促進支援補助金事業の実施に関する留意点について

(1) 補助対象経費

「テレワーク環境の整備」に係る下記の経費（税抜）

①テレワークを活用した事業継続対策

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた、テレワークの実施を目的とする事業。

②既存ビジネスの維持またはビジネスチャンスの獲得

ビジネスモデルや商取引慣行等を対面から非対面へ転換することで、販路維持・拡大または新たな商品・サービスの開発を目指す事業。

(2) 補助対象について

①機器等購入費

汎用性があり目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア等）は「テレワーク環境の整備」に関する経費についてのみ対象とします。

※対象経費はテレワークに使用する割合を按分計算して算出し、実績報告書に記載して下さい。

②ソフトウェア購入費

業務ソフトウェアに限ります。オフィス等の文書作成ソフトウェアに関しましては、補助事業に使用する割合を按分計算して算出し、実績報告書に記載してください。

③委託費

ネットワーク構築作業費や機器の設置作業費となります。

HP 作成、EC サイトの立ち上げについては基本的なサイト構築費のみ対象とし、デザイン料や撮影料は対象外となります。また、既存の HP のリニューアルは対象外となります。

(例)

○既存 HP のリニューアル → 対象外

○EC サイトの立ち上げ → 対象

※基本的なコンテンツ構築料のみ対象とし、デザイン料や撮影料など追加部分は対象外

○既存 HP に EC 機能追加 → 追加部分のみ対象

④賃借料、⑤使用料

毎月発生する経費については事業期間（R2. 4. 7～12. 25）の支出部分に限ります。

(例)

○12 月分の使用料を 1 月 10 日に支出 → 対象外

○1 月分の使用料を 12 月 10 日に支出 → 対象外

○12 月分の使用料を 11 月 10 日に支出 → 対象

○令和 2 年 8 月～令和 3 年 7 月分の使用料を令和 2 年 7 月に支出 → 令和 2 年 8 月～12 月の 5 か月分のみ対象

(3) 補助事業の報告について

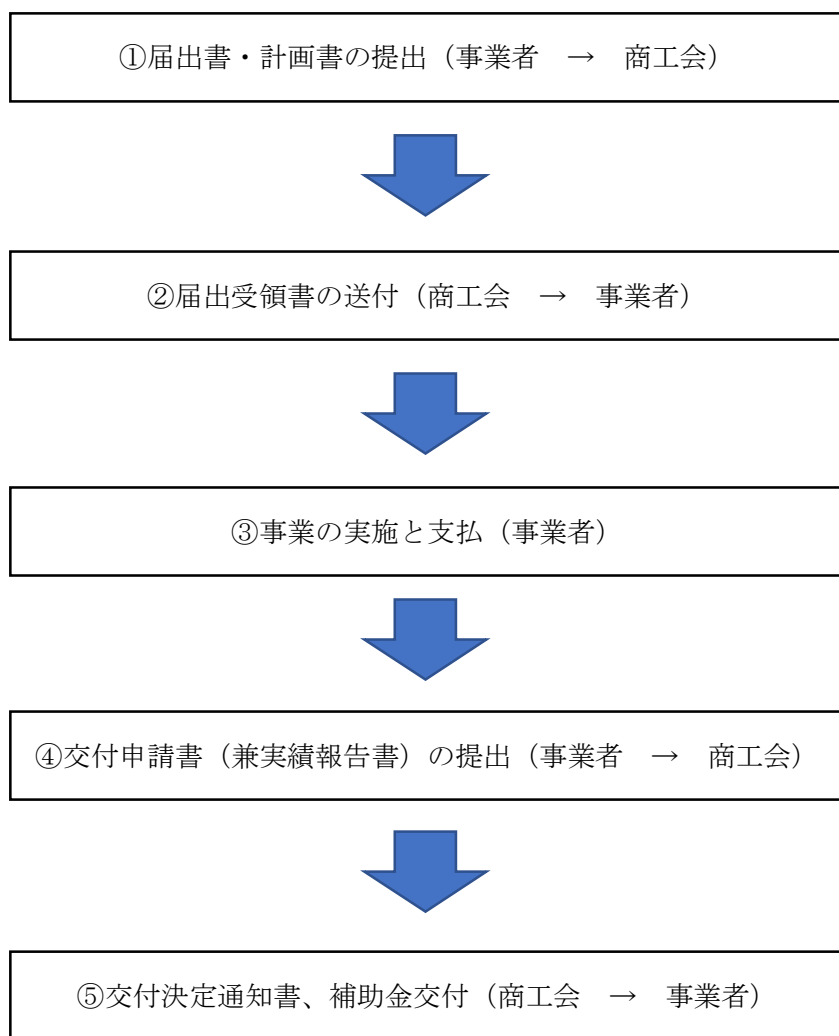
補助事業が完了したら、令和2年12月25日までに以下の書式を提出してください

- ①【様式5】交付申請書（兼実績報告書）
- ②経費支出に関する領収書の写し
- ③振込口座の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座番号、口座種類がわかるページ）

(4) 関連書式について

- ・白鷹町商工会のホームページに掲載しております
- ・用紙が必要な場合は白鷹町商工会にお問い合わせの上、おいでください

(5) 事業の流れ



白鷹町商工会
TEL 85-0055
HP <https://shirataka-shokokai.jp/>